

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第42号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
	(略)			(略)	
62の 17	(略)		62の 17	(略)	
			62の 18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条に規定する負担上限月額に係るものに限る。） (1) 法第53条第1項の申請に係る事実についての審査 (2) 法第56条第1項の申請に係る事実についての審査	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
			62の 19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の規定による届出に係る事実について	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）

63	(略)	<u>の審査（同令第35条に規定する負担上限月額に係るものに限る。）</u>	
	(略)		
63	(略)		
	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、令和7年8月1日から施行する。